**設置認可等に関する審査基準の改正案に対する府民意見等の募集及び募集結果について**

報告事項②

**１　意見募集対象項目**

(1) 「大阪府私立幼稚園の設置認可等に関する審査基準」改正案

(2) 「大阪府私立小学校及び中学校の設置認可等に関する審査基準」改正案

(3) 「大阪府私立中等教育学校の設置認可等に関する審査基準」改正案

(4) 「大阪府私立全日制高等学校等の設置認可等に関する審査基準」改正案

(5) 「大阪府私立通信制高等学校等の設置認可等に関する審査基準」改正案

(6) 「大阪府私立専修学校・各種学校設置認可等に関する審査基準」改正案

(7) 「大阪府学校法人の寄附行為の認可に関する審査基準」改正案

(8) 「大阪府学校法人の寄附行為の変更の認可に関する審査基準」改正案

(9) 「大阪府私立学校の設置者の変更の認可に関する審査基準」改正案

**２　募集期間**

平成29年11月１日（水曜日）～平成29年11月30日（木曜日）

**３　改正案の概要**

**◎虚偽申請等の発生を事前に防ぐための改正《意見募集対象項目全てに共通》**

【課題】

・虚偽申請等に対する抑止力の強化

【改正案】

➢認可要件としての資格を規定

私立学校の設置認可を受ける者は、「学校教育法第４条及び第130条に定める認可の申請において、偽りその他不正の行為があった者であって、当該行為が判明した日から起算して５年を経過していないもの」でないこととする。

**◎虚偽申請等の発生を事前に防ぐための改正《意見募集対象項目(1)～(6)に共通》**

【課題】

・様式等の改善

【改正案】

➢記載内容を充実し様式整備

**◎文部科学省通知を踏まえ基準の見直し《意見募集対象項目(1)～(4)及び(7)に共通》**

【改正前】

・借地上の校舎建築を禁止

【改正案】

➢校地・校舎について、一定の要件の下、ともに借用可とする。

　　　※一定の要件：教育上支障がなく将来にわたり安定して使用できる場合であって、かつ、「20年以上の賃借権等の取得・登記」又は「所有者が国、地方公共団体等で20年以上の利用を確保」のいずれかに該当すること。

**◎開校に向けた準備が整う時期を早めることにより開校の確実性を高め、円滑な開校に資するため、認可時期を前倒し《意見募集対象項目(1)～(8)に共通》**

【改正前】

・開設年度の前年度の３月末（開校の直前）に認可

【改正案】

➢原則として、開設年度の前年度の９月末に「認可」

※開校の６ヶ月前に認可

**４　募集結果**

提出いただいたご意見・ご提言はありませんでした。